

# 兵庫県公報

令和4年9月26日 月曜日 第348号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 令和4年度第3回及び第4回危険物取扱者試験の実施（消防保安課）	2
○ 令和4年度砂利採取業務主任者試験の実施（地域産業立地課）	3
○ 土地改良区の解散認可（農地整備課）	4
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	4
○ 保安林の指定（治山課）	5
○ 保安林の指定予定（同）	5
○ 保安林の指定解除（同）	5
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	6
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	25
○ 同 上（同）	25
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	26
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	27
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	28
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	28
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	30
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路企画課）	30
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	31
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	31
○ 道路の位置指定の取消し（但馬県民局）	31

公 告

○ 入札公告（県立農林水産技術総合センター） ..... 32  
 ○ 都市計画法36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局） ..... 34  
 ○ 同 上（丹波県民局） ..... 34

病院局公告

○ 入札公告 ..... 35

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

○ 漁業法に基づく指示 ..... 37

正 誤

○ 令和2年5月22日付け兵庫県公報第107号中 ..... 39

告 示

兵庫県告示第1086号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

令和4年11月27日（日） 神戸市、姫路市、加古川市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

令和5年3月5日（日） 神戸市、姫路市、西宮市及び加古川市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2-1-63
姫路（11月27日及び3月5日）	姫路ハーベスト医療福祉専門学校	姫路市南駅前町91-6
	（11月27日）B I Z SPACE H I M E J I	姫路市本町127大手前ダイネンB L D. II
	（3月5日）姫路商工会議所	姫路市下寺町43
加古川	兵庫大学	加古川市平岡町新在家2301
西宮（3月5日）	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
豊岡（11月27日）	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
丹波篠山（11月27日）	県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403-1
洲本（11月27日）	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2-8-65

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県危機管理部消防保安課及び各県民局・県民センターにおいて、配布する。

詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間



定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に84円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

令和4年10月3日（月）から同月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和4年10月18日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班

(4) 手数料

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

電子納付を行った場合は、配信される申込受付メールや入金受付メールに記載されている電子納付番号（Nから始まる8桁の番号）を、証紙貼付欄に記載すること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

令和4年11月30日（水）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県ホームページ（[https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07\\_000000003.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000003.html)）に掲載。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班  
電話（078）341-7711 内線2245



兵庫県告示第1088号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
二ツ石・中田土地改良区	令和4年8月18日



兵庫県告示第1089号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

二ツ石・中田土地改良区

氏名	住所
國田保彦	洲本市中川原町二ツ石291番地2
清水正昭	同 市中川原町二ツ石110番地
森勝美	同 市中川原町二ツ石284番地
石本重義	同 市中川原町二ツ石117番地
植田篤雄	同 市中川原町二ツ石223番地
久保明典	同 市中川原町二ツ石76番地4
清水吉照	同 市中川原町二ツ石192番地
國田和裕	同 市上加茂109番地 県住1-202
藪田昌男	同 市安乎町中田193番地3
浅田義雄	同 市安乎町中田105番地
藪内一行	同 市安乎町中田140番地
岡本進	同 市安乎町中田389番地

中野 金二郎 同 市安乎町中田100番地

兵庫県告示第1090号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
佐用郡佐用町西新宿字中坪2293の54から2293の56まで
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1091号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
赤穂市東有年字上菅生1441の3から1441の5まで、1441の127（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上菅生1441の3・1441の127（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1092号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
洲本市千草字池ノ内塚丙315の2

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
農道用地とするため



**兵庫県告示第1093号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごばっち網漁業	別記1の2及び3	2月5日から7月15日まで				
	その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	周年				
家島町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の5	同上	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	4月1日から10月20日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	別記1の6	4月1日から11月20日まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の7	10月20日から翌年4月30日まで				
	その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の8	4月1日から12月31日まで				
		別記1の9	6月1日から12月31日まで				

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年9月26日から同年10月27日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
神戸市	別記3の1、3、4、6、7、8、9、10、11、14、15、17、22
家島町	別記3の2、4、5、6、7、8、9、12、13、14、16、18、19、20、21、22

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の5
- 5 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 7 播磨灘における禁止解除区域のうち、姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 8 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 9 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）に至る間及び神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。  
ア たつの市地ノ唐荷島頂上

- イ 赤穂市取揚島頂上
- ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
- エ 岡山県備前市鹿久居島東端
- オ 岡山県備前市大多府島南端
- カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
- キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 6 たちうおを目的として操業してはならない。
- 7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 13 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 14 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 16 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 17 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 18 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 19 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 20 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。
- 21 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

- 22 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第1094号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
相生	手繰第2種漁業 かきこぎ網漁業	別記1	1月5日から 4月30日まで	別記2	5トン 未満	3隻	別記3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月5日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。

イ 鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。

ウ 鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を越えてはならない。

エ 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。

オ 落ちがき以外の水産動植物を採捕してはならない。

カ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

別記1 操業区域

相生市地先の区第508、509、510、511、512、522号区画漁業権漁場の区域

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下。

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1095号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1	周年	別記2	10トン 未満	2隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年9月26日から同年10月27日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時まででは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第1096号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
炬口	さより船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン未満	2隻	別記3
塩田	同上	別記1の2	同上	同上	同上	4隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から同年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記4に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 洲本市洲本港北防波堤から洲本市、淡路市界に至る間に設定されている共同漁業権の区域（共第104号の区域）
- 2 共第105号共同漁業権の区域

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。
- 2 操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

兵庫県告示第1097号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
淡路市東浦	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン未満	2隻	定めなし
北淡	同上	別記1の2	同上	同上	同上	2隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年9月26日から同年10月27日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市松帆・野島江崎界から洲本市鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時までには操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
家島町	さより船びき網漁業	別記1の1	8月1日から翌年1月15日まで	別記2	5トン未満	70隻	定めなし
炬口	同上	別記1の2	周年	同上	同上	6隻	別記3
丸山	同上	別記1の3	12月1日から翌年3月31日まで	同上	同上	4隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から同年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
家島町	別記4の1、2、4
炬口	別記4の1、3、4
丸山	別記4の1、3、4

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 洲本市洲本港北防波堤から洲本市、淡路市界に至る間に設定されている共同漁業権の区域（共第104号の区域）
- 3 共第134号共同漁業権の区域

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者。

別記4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 4 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内であればならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第1099号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
北淡	たい、はまち 五智網漁業	別記	たい	1月1日から 12月31日まで	定めな し	定めな し	21隻	定めな し
			はまち	9月10日から 11月20日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。」旨の内容の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

兵庫県告示第1100号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
岩屋	八田網漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	26隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から同年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付けることがある。

使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 300ワット以下	600ワット以下

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

淡路市大磯から同市野島大石に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

兵庫県告示第1101号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
芦屋	建網漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	4隻	定めなし
神戸市	同上	別記の2	同上	同上	同上	73隻	同上
林崎 江井島	同上	別記の3	同上	同上	同上	27隻	同上
二見町 播磨町 加古川市 高砂市	同上	別記の4	同上	同上	同上	38隻	同上
津名	同上	別記の5	同上	同上	同上	17隻	同上
森	同上	別記の6	同上	同上	同上	14隻	同上
岩屋	同上	別記の7	同上	同上	同上	24隻	同上
浅野	同上	別記の8	同上	同上	同上	5隻	同上
育波	同上	別記の9	同上	同上	同上	15隻	同上
室津浦	同上	別記の10	同上	同上	同上	6隻	同上
五色町	同上	別記の11	同上	同上	同上	26隻	同上
南あわじ	同上	別記の12	同上	同上	同上	4隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面）を除く。
- 2 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 3 次のA、ア、イ、ウ、Fの点を順次結んだ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
  - A 明石市古波止
  - B 明石市谷八木川尻河口
  - C 鹿ノ瀬カンタマ灯浮標
  - D 淡路市江崎灯台

- E 姫路市上島
- F 加古川市東播磨港別府西防波堤灯台
- G 播磨灘北航路第10号灯浮標
- ア BとCを結ぶ線とAとEを結ぶ線の交点
- イ BとCを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点
- ウ FとGを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点
- 4 明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 淡路市塩尾橋崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 淡路市釜口・下田界から同市大磯川尻左岸までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 淡路市楠本大磯の鼻から同市野島大川に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 淡路市斗ノ内地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 9 淡路市育波地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 10 淡路市室津地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 淡路市室津港灯台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤灯台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 12 南あわじ市松帆慶野から阿那賀までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



**兵庫県告示第1102号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	建廻網漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	66隻	定めなし
一宮町	同上	別記の2	同上	同上	同上	2隻	同上
五色町	同上	別記の3	同上	同上	同上	8隻	同上
南あわじ	同上	別記の4	同上	同上	同上	2隻	同上
南淡	同上	別記の5	同上	同上	同上	6隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 2 淡路市尾崎から深草までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 南あわじ市阿那賀地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 南あわじ市潮崎から洲本市畑田川尻に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



**兵庫県告示第1103号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東浦	あかした刺し網漁業	淡路市鶴崎と大阪府岸和田市木材港北端を結んだ線から、洲本市三ツ川河口と大阪府泉南郡岬町深日港北端を結んだ線に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	6月15日から8月15日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年9月26日から同年10月27日まで

- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。



**兵庫県告示第1104号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
二見町	さわら・はまち・あじ囲刺網漁業	明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする(ただし、共第24号共同漁業権漁場(鹿ノ瀬)の区域を除く。)

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「一本釣り、はえなわ、ひきなわ、たこつぼ、いかせん漁業及びその他の刺網漁業等の他種漁業の操業を妨げてはならない。」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第1105号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
高砂	すずき建廻網漁業	明石市二見町東二見から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする(ただし、共第24号共同漁業権漁場(鹿ノ瀬)の区域を除く。)

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までとする。

兵庫県告示第1106号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区番号	地区	制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
1	仮屋、森	きす流網漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	9隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

神戸市播磨塩屋港南防波堤灯台と和歌山県友ヶ島灯台を結んだ線以東の海面であって、淡路市岩屋港北防波堤西灯台と大阪府泉大津沖埋立処分場二号灯を結んだ線以南の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

兵庫県告示第1107号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格

神戸市 東部	ひき縄漁業	別記の1		周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
神戸市	同上	別記の2		同上	同上	同上	62隻	同上
東明石 浦	同上	別記の3		同上	同上	同上	14隻	同上
明石浦	同上	別記の4		同上	同上	同上	72隻	同上
林崎	同上	別記の5		同上	同上	同上	25隻	同上
江井ヶ 島	同上	別記の6		同上	同上	同上	52隻	同上
魚住	同上	別記の7		同上	同上	同上	13隻	同上
二見町	同上	別記の8		同上	同上	同上	25隻	同上
播磨町	同上	別記の9		同上	同上	同上	13隻	同上
加古川 市	同上	別記の10		同上	同上	同上	47隻	同上
高砂市	同上	別記の11		同上	同上	同上	37隻	同上
姫路市	同上	別記の12		5月1日から 11月30日まで	同上	同上	46隻	同上
室津	同上	別記の13		5月1日から 11月30日まで	同上	同上	12隻	同上
由良	同上	たちうお	別記の 14	同上	同上	同上	57隻	同上
		たちうお	別記の 15					
		その他	別記の 16	周年				
洲本 津名 東浦	同上	別記の17		周年	同上	同上	59隻	同上
岩屋	同上	たちうお	別記の 18	同上	同上	同上	17隻	同上
		その他	別記の 19					
北淡	同上	別記の20		同上	同上	同上	61隻	同上
一宮町	同上	たちうお	別記の 21	同上	同上	同上	12隻	同上
	同上	その他	別記の 22					

湊	同上	別記の23	同上	同上	同上	15隻	同上
丸山	同上	別記の24	同上	同上	同上	6隻	同上
阿那賀 福良	同上	別記の25	同上	同上	同上	64隻	同上
南淡 沼島	同上	別記の26	同上	同上	同上	48隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第2防波堤突端まで引いた線、同防波堤、第3防波堤、同防波堤突端から第4防波堤南端灯浮標まで引いた線、同灯浮標から第4防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から摩耶ふ頭埋立地南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 3 神戸市兵庫区和田岬から明石市二見町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。  
なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。
- 5 神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。  
なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。
- 6 神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。  
なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。
- 9 明石市から播磨町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 10 明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 播磨町から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 12 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 13 たつの市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 14 洲本市由良町内田・小路谷界と大阪府阪南市男里川河口左岸を結んだ線から淡路市松帆までの兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 15 15以外の洲本市地先海面。ただし、同市五色町海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 16 洲本市地先海面。ただし、同市五色町海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 17 洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 18 洲本市から淡路市野島に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 19 淡路市仮屋から同市郡家に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 20 淡路市野島江崎から同市江井に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 21 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 22 淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 23 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 24 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 25 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 26 紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



**兵庫県告示第1108号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
林崎	まだこ・いいだこつぼ漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	20隻	定めなし
江井島	同上	別記の2	同上	同上	同上	26隻	同上
西二見	同上	別記の3	同上	同上	同上	7隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和6年12月31日までとする。

別記 操業区域

（注）以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 明石市林から明石市魚住町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市から姫路市形的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

兵庫県告示第1109号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	たこつぼ漁業	別記の1	3月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	24隻	定めなし
五色町	同上	別記の2	周年	同上	同上	27隻	同上
南あわじ	同上	別記の3	同上	同上	同上	4隻	同上
阿万	同上	別記の4	同上	同上	同上	5隻	同上
灘（南淡）	同上	別記の5	同上	同上	同上	7隻	同上
沼島	同上	別記の6	同上	同上	同上	2隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和6年12月31日までとする。

別記 操業区域

（注）以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市室津港灯台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤灯台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 南あわじ市松帆慶野から阿那賀に至る地先海面（旧西淡町地先海面）。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 南あわじ市阿万船合の鼻から同市潮崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 南あわじ市潮崎から洲本市畑田川までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 洲本市上灘から南あわじ市阿万に至る海面及び同市沼島地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

兵庫県告示第1110号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第13号に掲げるまき餌釣り漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
沼島	まき餌釣り漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	31隻	定めなし

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から同年12月31日までとする。

別記 操業区域

洲本市灘畑田川尻左岸から172度の線か以西で、南あわじ市本庄川（通称：赤岸川）左岸と徳島県鳴門市大磯崎を結んだ線以南の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第1111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	かさご・めばるかご漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年9月26日から同年10月27日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年3月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア かご網の目は8節を含みこれより大きくなければならない。

イ かご数は50個以内でなければならない。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第1112号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫

県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	あなごせん漁業	別記	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月26日から同年10月27日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年3月31日までとする。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第1113号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和4年6月17日から令和5年1月31日まで

3 作業地域

新温泉町金屋地内



兵庫県告示第1114号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和4年7月1日から令和5年3月24日まで

3 作業地域

丹波市春日町国領地内



兵庫県告示第1115号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和4年5月11日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
朝来市八代地内



**兵庫県告示第1116号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和4年5月12日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
養父市尾崎地内



**兵庫県告示第1117号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳修正）
- 2 作業期間  
令和4年5月18日から令和5年3月23日まで
- 3 作業地域  
神戸市全域



**兵庫県告示第1118号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年6月21日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
姫路市野里上野町一丁目地内



**兵庫県告示第1119号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和4年6月20日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市今津水波町地内



**兵庫県告示第1120号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（基本多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和4年6月20日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市上田中町地内



**兵庫県告示第1121号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間  
令和4年6月16日から同年12月23日まで
- 3 作業地域  
たつの市の一部



**兵庫県告示第1122号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
令和4年5月10日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域  
加西市の一部



**兵庫県告示第1123号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和4年1月31日から同年3月25日まで
- 3 作業地域  
養父市中瀬地内



**兵庫県告示第1124号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和2年10月5日から令和4年6月20日まで
- 3 作業地域  
養父市大屋町明延地内



**兵庫県告示第1125号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、路線測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年12月7日から令和4年6月21日まで
- 3 作業地域  
丹波篠山市小原地内



**兵庫県告示第1126号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月16日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
香美町香住区地内



**兵庫県告示第1127号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年3月10日から同年4月28日まで
- 3 作業地域  
尼崎市東難波町四丁目地内



**兵庫県告示第1128号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
令和3年11月22日から令和4年4月30日まで
- 3 作業地域  
加古川市全域



**兵庫県告示第1129号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三田市福島土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（出来形確認測量）
- 2 作業期間  
令和2年7月20日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域  
三田市福島地内



**兵庫県告示第1130号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.5.621号 常光寺難波線
- 3 事業施行期間  
令和4年9月26日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市東難波町3丁目、西長洲町3丁目並びに扶桑町地内
- (2) 使用の部分  
兵庫県尼崎市東難波町3丁目、西長洲町3丁目並びに扶桑町地内



**兵庫県告示第1131号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和4年9月26日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 岩野辺山崎線	宍粟市山崎町上牧谷字糸崎952番6から 同市山崎町上牧谷字糸崎1053番2まで	旧	5.0から 11.0まで	620.0	
		新	10.0から 32.0まで	620.0	一部 予定地



**兵庫県告示第1132号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。  
なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。  
令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
大願寺(2)	佐用郡	佐用町	佐用	蛇ノ尾 大願寺	3520番44の一部、 3561番の一部、3562番、3562番1、3563番 から3567番、3567番1、3568番、3569番、 3571番、3572番6の一部、3572番7、3572 番8、3572番9の一部、3572番132



**兵庫県告示第1133号**

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。  
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。  
令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

取 消 番 号	取消年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R04但馬位置 廃0001号	4.9.6	美方郡新温泉町芦屋字西岡303番1の一部、 303番2の一部、303番3の一部、303番4の一 部、303番5、303番6の一部、303番8の一部	4.24	20.00

## 公 告

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年9月26日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター 所長 多田 勝利

## 1 入札に付する事項

## (1) 業務名

調査船「新ひょうご」第4回中間検査受検整備工事（機関部）一式

## (2) 業務の内容

総トン数48トンの鋼製の調査船「新ひょうご」の第4回中間検査受検整備工事（機関部）一式  
入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期間

契約の日から令和4年11月11日（金）まで。

ただし、当該調査船の運航計画、整備工場に入渠できる日は令和4年10月17日（月）以降となる。

## (4) 履行場所 契約者の工場

## (5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該工事の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和14年法令第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

## 3 契約条項等を示す期間及び場所

契約書及び誓約書等については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

令和4年9月26日（月）から同年10月4日（火）まで

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 閲覧場所

〒674-0093 兵庫県明石市二見町南二見22-2

兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター

電話 (078) 941—8601 FAX (078) 941—8604

4 入札説明書、入札参加資格確認資料及び仕様書等の交付

(1) 交付期間

令和4年9月26日（月）から同年10月4日（火）まで

(2) 交付方法

県のホームページ (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>) に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、県ホームページの「入札・公売情報」→「入札公告」→「委託・役務」→「入札公告様式」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

5 入札参加の手続き

入札参加を希望する者は、申込書を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和4年9月26日（月）から同年10月4日（火）まで

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

上記3(2)の場所に直接持参または郵送（必ず「書留」または「簡易書留」扱い）すること。

6 入札手続等

(1) 入札・開札日時及び場所

令和4年10月14日（金）午前11時

兵庫県明石市二見町南二見22-2

兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 2階会議室

(2) 入札書の提出期限

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和4年10月13日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年10月13日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した仕様で整備を行えることを確認できる書類を、令和4年10月4日（火）午後4時までに上記3(2)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの書類の提出に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日まであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上入札した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
  - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (イ) 初度の入札において上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちイ、ウ、カ及びケに違反し無効となった者。
- (6) 支払条件は以下のとおりとする。
  - ア 前金払 無
  - イ 部分払 無
- (7) 入札の無効
 

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (8) 契約書作成の要否
 

要作成
- (9) 落札者の決定方法
 

入札説明書で示した調査船「新ひょうご」の中間検査を施工できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (10) その他
 

詳細は入札説明書による。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 

三木市吉川町大畑字中通り 430 番 1 の一部、431 番 1 の一部、439 番 1、439 番 4、440 番 2、440 番 5、442 番 1、442 番 6、442 番 7、443 番、444 番 1、430 番 1 地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 

京都府福知山市字上紺屋15番地  
株式会社さとう 代表取締役 佐藤 総二郎
- 3 許可年月日及び許可番号
 

令和4年2月10日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-24号（3三木）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 

丹波篠山市西野々字絵馬堂 567 番 2、568 番、569 番、570 番、572 番、573 番、575 番、576 番、577 番、577 番 1、578 番、579 番、580 番、582 番、583 番、584 番、584 番 1  
同 市西野々字下深田 718 番 3、719 番、720 番 1、721 番、722 番、723 番 3、723 番 4、743 番 1、716 番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市阿倍野区旭町1丁目3番15号  
株式会社サクセスロード 代表取締役 高橋 敏浩

## 3 許可年月日及び許可番号

令和1年12月27日  
兵庫県指令丹波(丹土)(建)第1-3-2号(28篠山)

## 病 院 局 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年9月26日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

## 1 調達内容

(1) 購入物品及び数量 据置型デジタルX線テレビ装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和5年3月31日(金)

(4) 納入場所

兵庫県立淡路医療センター  
(洲本市塩屋1-1-137)

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

県病院局経営課業務班

電話(078)341-7711 内線3450

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

令和4年9月26日(月)から同年10月11日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日等(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

## (4) 入札・開札の日時及び場所

令和4年11月9日(水)午前10時 兵庫県庁西館1階小入札室

## (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和4年11月8日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年11月8日(火)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和4年10月11日(火)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Digital X-ray television system, 1set

## (3) Delivery period:

Mar 31, 2023

## (4) Delivery place:

Hyogo prefectural AWAJI Medical Center

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 Oct 11, 2022

## (6) Deadline for tender:

17:00 Nov 8, 2022 by mail

10:00 Nov 9, 2022 by direct delivery

## (7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3450

## 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

## 漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、姫路市家島町地先海域に整備された播磨灘中西部地区増殖場（加島地区及び三ツ頭島地区）の機能の確実な発揮を図るため、令和4年9月9日に次のとおり指示した。

令和4年9月26日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 田 沼 政 男

## 1 指示番号

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示第1013号

## 2 指示事項

何人も、次に掲げるA、B、C、D、E、F及びAの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域並びにG、H、I、J及びGの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

ただし、国又は兵庫県が調査研究のためにする採捕及び兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が公益のために必要であると認めた採捕については、この限りではない。

〈各点の位置〉

A 北緯 34 度 39.300 分、東経 134 度 35.545 分

B 北緯 34 度 39.300 分、東経 134 度 35.680 分

C 北緯 34 度 38.752 分、東経 134 度 35.680 分

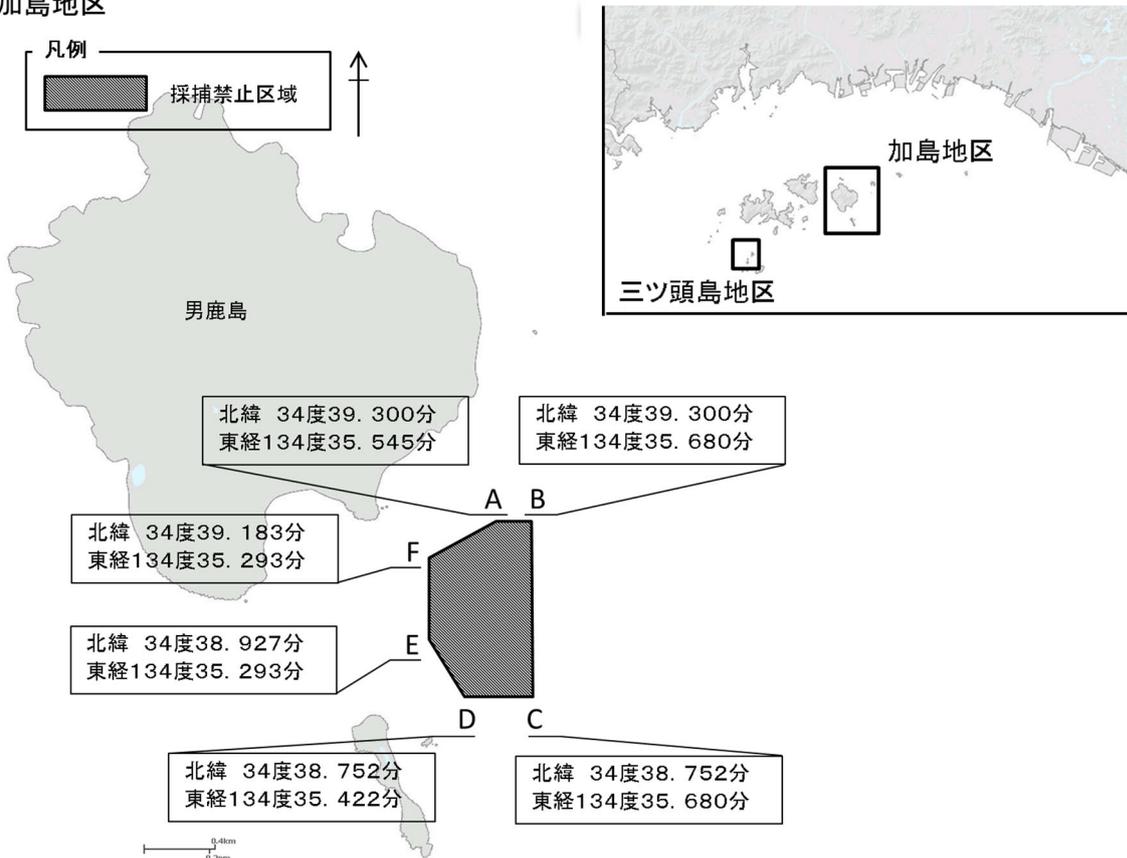
D 北緯 34 度 38.752 分、東経 134 度 35.422 分

E 北緯 34 度 38.927 分、東経 134 度 35.293 分

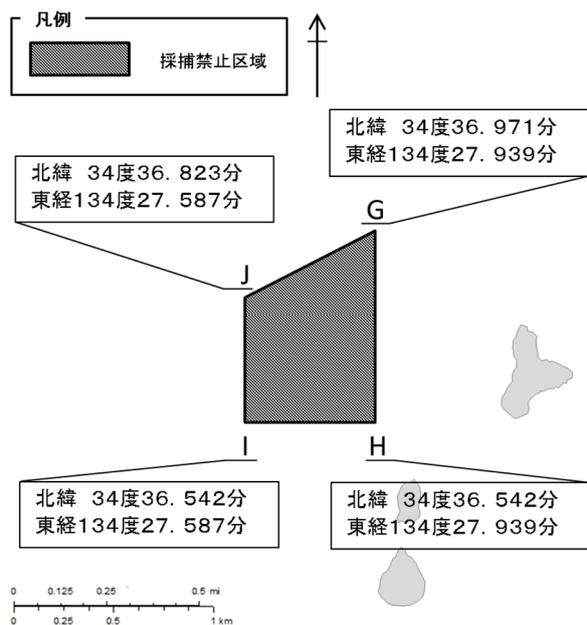
F 北緯 34 度 39.183 分、東経 134 度 35.293 分

- G 北緯 34 度 36.971 分、東経 134 度 27.939 分
- H 北緯 34 度 36.542 分、東経 134 度 27.939 分
- I 北緯 34 度 36.542 分、東経 134 度 27.587 分
- J 北緯 34 度 36.823 分、東経 134 度 27.587 分

加島地区



三ツ頭島地区



3 指示の有効期間

令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

正 誤

○令和2年5月22日付け（兵庫県公報第107号）

兵庫県告示第576号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	下から8	丹波市柏原町柏原字上中町小竹255番2、256番1、257番2、259番1、260番1及び260番2、字大河1177番2及び1178番3、字小竹1179番1、1179番2、1180番、1181番、1182番、1183番1、1183番2、1184番1、1185番及び1187番並びに字北長1190番1、1190番2、1190番4、1192番5、1195番1及び1190番3地先の各一部	丹波市柏原町柏原字上中町小竹255番2、256番1、257番2、259番1、260番1及び260番2、字大河1177番2及び1178番3、字小竹1179番1、1179番2、1180番、1181番、1182番、1183番1、1183番2、1184番1、1185番及び1187番並びに字北長1190番1、1190番2、1190番3、1190番4、1192番5、1195番1及び1190番3地先の各一部